

I 令和3年度事業報告（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

（第11事業年度）

【概況】

虎ノ門駅南地区の再開発に伴う本部事務局の移転は無事終了し、令和3年9月1日から中央区日本橋馬喰町にて業務を行っています。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響は令和3年度も続きました。中国帰国者支援・交流センターの通所に制限が出たため、帰国者の日本語習得や交流機会の場が減少しています。日中間の渡航や中国国内の移動制限も続き、集団一時帰国も2年続けて延期となっていました。中国帰国者等にとって、精神面でも健康面でも不安が収まらない一年であったと思います。

このような状況の中、令和3年度は支援・交流センターでは初となるサハリンからの樺太等永住帰国者を受け入れました。コロナ禍で様々な制約を受ける中での受け入れでしたが、現在のロシアとの関係を考えると本当にギリギリのタイミングで実現した永住帰国であったと安堵しています。

コロナ禍の問題は国際経済環境にも悪い影響を与え続けており、援護基金の収入の柱である運用収益の低迷に繋がっています。更にロシアとウクライナの問題により、国際経済環境はますます先が見えない状況となっており、いかに安定した収入を確保するかが課題となっています。

令和3年度の経常収益は約2億3千5百万円（うち国等からの受託費約1億5千9百万円、基本財産運用益等約3千1百万円、寄附金約4千2百万円、出版事業収入約260万円）、経常費用（事業費支出と管理費支出）は約2億1千9百万円であり、事業活動収支差額は約1千6百万円となっています。

なお、令和3年度も約3,700万円の大口寄附金がありました。大変有り難いことであり、感謝を申し上げたいと思います。

財政の逼迫は国からの委託事業を除いた各種事業の実施に大きな影響を与えており、支援対象者数や助成枠の見直し等事業規模の縮小を検討する必要がある一方、事業規模の縮小は収支相償の不適合や遊休財産の保有限度額超過といった、公益財団の運営の根幹に係る問題にもつながります。

12月に実施された内閣府の立入検査においても、コロナ禍で事業規模を縮小せざるを得ない中、2年続けて大口の寄付をいただいたことで生じた収支相償の不適合や遊休財産の保有限度額超過問題を指摘されています。

援護基金の運営はますます難しい取りが求められています。

【各事業結果】

1. 公1：中国残留日本人孤児の養父母及び中国等に残留する日本人孤児等に対する支援事業（国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業）

(1) 中国残留日本人孤児の養父母等に対する扶養費の支払事業

中国残留孤児の養父母等に対する扶養費の支払いは、前年度に永住帰国した孤児について日中両国政府間で名簿の確認後、中国紅十字会総会に送金している。

【令和3年度の結果】

対象者 0人 送金額 0円

【昭和61年8月6日第1回送金以降の累計】

対象帰国孤児数	3,098人
総額	872,130,274円

(2) 中国残留邦人等に対する生活状況調査及び援助事業

ア 訪中座談会（戸別訪問型：隔年実施）

主として帰国希望の孤児及び残留婦人等を対象に中国における生活状況等を調査し、中国帰国者等の生活指導上の資料とともに、これらの人々に対して日本社会の現況、帰国受入援護、帰国手続き等について周知を図るために、残留邦人を都市部に集めて集団座談会を開催するもの。（昭和60年～）

残留邦人の高齢化等により平成19年度からこの方式を改め、当方から残留邦人宅に直接赴き話をする戸別訪問型に変更してきている。

さらに、平成25年度には対象者がそろわざ実施できず、また、平成28年度は対象者不足と財政難により実施を見送った。これを機にこの事業は隔年実施を原則としている。

【令和3年度の結果】

令和2年度に引き続き新型コロナウイルスの感染拡大が終息せず、日中両国間の渡航制限及び中国国内の移動制限があったために、令和3年度も実施できなかった。

【昭和60年開始以来の対象残留邦人累計】	929人
----------------------	------

イ 中国政府関係者訪日協議（事業の一部は国の委託事業、公募により受託）

援護基金では、中国残留孤児問題の円滑な進展を図るため、日本人孤児問題等に

携わっている中国政府関係者を集団一時帰国の最終回の時期にあわせて日本に招致し、永住帰国した中国残留邦人がどのような生活を送り、どのような問題を抱えているのかを理解していただくために、「中国帰國者支援・交流センター」などを案内し知見を深めていただいている。また、この機会を捉え中国政府関係者に中国残留邦人の円滑な帰国の促進や訪中座談会実施について協力をお願いしている。

平成30年度から厚生労働省の委託事業での招致人数が縮減されたが、援護基金としては独自に不足分経費を補填し、30年度は4名（中央政府2名、地方政府2名）、令和元年度は2名（中央政府2名）を招致した。以降1年おきに4名招致、2名招致という形をとることとしている。

【令和3年度の結果】

令和2年度に引き続き新型コロナウイルスの感染拡大が終息せず、日中両国間の渡航制限及び中国国内の移動制限があったため、令和3年度も実施できなかった。

（3）中国残留邦人等の集団一時帰国（国の委託事業、公募により受託）

日本に肉親がなく、また、あっても何らかの事情により受け入れられない等の理由で日本への訪問ができるない残留邦人を援護基金が身元引受人となって日本に招待（約2週間）する集団一時帰国事業を行っている。

【令和3年度の結果】

令和2年度に引き続き新型コロナウイルスの感染拡大が終息せず、日中両国間の渡航制限及び中国国内の移動制限があったため、令和3年度も集団一時帰国は延期された。

【平成2年開始以来の一時帰国者累計】

2,434人（残留邦人1,370人 介護者1,064人）

2. 公2：日本に永住帰国した中国残留邦人等に対する定着・自立支援事業 (国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業)

（1）養父母お見舞訪中援助事業

養父母お見舞い訪中援助事業は、高齢や健康上の理由等で来日できない養父母を、孤児が訪中して見舞うことを援助する事業（2回まで、但し危篤・葬儀参列訪中の場合は3回目も援助可）であるが、近年は帰国孤児の中にも高齢化により単独で訪中できない者が少なからずいることから、これらの者には必要に応じて同行する介護人1名の旅費の援助も行っている。

【訪中人員】 帰国孤児2、3人（年間）

【時期】 年度中隨時

【旅 程】 申請者と援護基金が計画した旅程（約2週間程度）

【援助内容】 渡航費及び見舞金を援護基金が援助する。

【令和3年度の結果】

令和2年度に引き続き新型コロナウイルスの感染拡大が終息せず、日中両国間の渡航制限及び中国国内の移動制限があったため、申請はなかった。

【昭和62年開始以来の訪中援助者累計】 585人

（2）中国残留邦人等に対する就学資金貸与事業

中国帰国者とその子等（二世・三世）に対し、大学及び専修学校等への就学を援助するため就学資金の貸与を行い、これらの者が日本社会において早期に自立し心身共に健全な生活を営むことができるよう手助けするものである。

【参考】就学資金の種類及び貸与額

区分	大学	専修学校	鍼灸学校	日本語教育機関
入学資金	入学時 30万円以内	入学時 50万円以内	—	—
奨学金	月額 4万円以内	月額 3万円以内	年額 55万円以内	—

また、毎年、一般財団法人岡村育英会から奨学金援助の申し出があり、当援護基金の就学資金の貸与者（大学生・専門学校生）等を同育英会に推薦するとともに、本件奨学金は援護基金を通じて各学生に給付している。なお、同育英会は令和4年度末で解散することが決まっており、令和4年度が推薦・給付の最終年度となる。

【令和3年度の結果】

①就学資金貸与

令和3年度は継続新規とも対象となる者がいなかつたため、貸与はなかつた。

【昭和60年以来の貸与者累計】

高 校	382人（平成22年度から中止）
専修学校等	160人
大学（短大を含む）	299人
日本語教育機関	9人（平成16年度より給付から貸与に移行）

②岡村育英会

対象者（大学生7人）に令和3年度分の送金を行つた。

(3) 中国帰国者支援・交流センター等就学教材費援助事業

中国残留邦人等が日本社会において早期に自立するために、国（厚生労働省）が設置した施設である中国帰国者支援・交流センターの通学課程受講者及び遠隔学習課程（日本語通信教育）受講者のうち、国が支援対象としない者（中国帰国者二世三世とその配偶者）に対し教材費を援助している。

【令和3年度の結果】

509人の二世及び三世等に対し、1,181,789円分の教材費を援助した。

【平成14年開始以来の援助者及び援助額累計】

24,937人	55,005,189円
---------	-------------

(4) 介護関連資格取得援助事業

日本社会で自立し心身共に健全な生活が送れるようになるため、または就業上のキャリアアップを目的として、中国又は樺太帰国者の二世、三世及び四世並びにその配偶者を対象に、介護職員初任者研修のみならず介護福祉士や介護支援専門員など、より上級の介護関連資格取得のための養成講座受講料の一部（援助割合80%、上限8万円）を援助している。

【令和3年度の結果】

94人の受講者に対し、4,630,420円を給付した。

【平成15年開始以来の援助者及び援助額累計】

973人	51,302,830円
------	-------------

(5) 中国残留邦人等支援団体が実施する事業に対する助成事業

帰国した中国残留邦人とその家族を対象に、日本語教育、生活相談、福祉の向上を図るための援助活動等を行っている団体等に対してその事業を助成する。

本事業は、団体助成委員会において、助成する団体、助成内容を審査し、その答申に基づいて助成を行っている。

【令和3年度の結果】 11団体に対して、1,414,000円を交付した。

【昭和59年開始以来の助成額累計】	268,486,700円
-------------------	--------------

(6) 意思疎通生活相談・援助事業

事務局に「生活相談室」を設けて、主に援護基金が実施している事業に関する相談に応じているが、帰国した中国帰国邦人等が抱えている生活上の諸問題に関する相談については、支援・交流センターの相談窓口を活用することとしている。

【令和3年度の結果】

電話、メール等による相談、来訪者に対する相談を行った。（月2～3件程度）

（7）中国帰国者の老後支援事業

ア 介護事業基盤整備援助

NPO法人が、帰国者やその配偶者に視点をおいた介護事業を始める場合に、一定期間を介護事業基盤整備期間として資金の一部を援助している。

また、介護保険事業者として事業を行っているNPO法人等が、高齢帰国者及びその配偶者をサービスの対象としたことにより運営に負担が生じている場合には、一定の条件の下に支援を行っている。

【令和3年度の結果】

介護事業基盤整備援助金の交付はなかった。

NPO法人「共に歩む会」の運営する訪問介護事業所「羽場赤坂デイ」、他9施設に対して介護団体支援金（1施設当たり15万円～30万円）として計250万円を交付した。

イ 要介護支援モデル研究

要介護の高齢帰国者に対する支援の方法やシステムの在り方について調査、検討、試行を行っている。

【令和3年度の結果】

介護関連資格取得援助を利用して介護資格を取得した者350名に対し介護関連活動の状況調査アンケートを実施し、帰国者の介護に従事する二世三世の状況把握に努めた。調査結果については令和4年度中にまとめて報告する予定である。

ウ 訪問介護事業所

中国語による訪問介護を必要とする帰国者と中国語を話す二世三世ヘルパーとのマッチングを進めるために、平成27年2月1日に東京都の指定を受け、中野区に「公益財団法人中国残留孤児援護基金 訪問介護ステーション寿星」を開設した。

なお、平成30年度より「寿星」の運営を帰国者二世三世等が中心となるNPO法人「恩維会」に任せ、当基金が直営してきた訪問介護事業所を暫時中止している。

第33回理事会で、新たに事業所を立ち上げるのは相当困難な見通しであり、事業の廃止に向けて検討することとしているが、廃止の時期については引き続き検討することとする。

（8）中国・サハリン残留日本人国籍取得支援事業

中国及び樺太等に残留した邦人のうち、身元が判明した中国残留邦人等が戸籍の

訂正等の申請を行う場合に、その手続きに必要な弁護士費用等を援助している。

本事業は、当援護基金が日本司法支援センターに委託し実施していたが、ここ数年対象者がいないことから、令和元年度末をもって委託を取りやめ、対象者が発生するごとに個別対応することとしている。

【令和3年度の結果】

支援実績 なし

(9) 普及啓発及び広報事業

終戦後生まれの日本国民が80%を越えるなかで、中国帰国者等が日本社会で温かく迎え入れてもらうためには、中国残留邦人等のことを知っていただくことが何より重要である。そのため、あらゆる機会を捉えて中国残留邦人等についての普及啓発事業を行っている。

機関紙については、中国帰国者等のほか、関係公的機関、関係民間団体、寄付者（法人を含む、以下同じ。）等に送付。「理事会審議の概要・援護基金の業務遂行の現況・寄付者のご芳名・出版物の紹介」等、時宜に即した記事を掲載している。

【令和3年度の結果】

- ・機関紙84号を11月に発行した。
- ・年間を通じホームページ「公益財団法人中国残留孤児援護基金」(<https://www.engokikin.or.jp>)を運営し、適時更新を心がけた。

(10) 中国帰国者支援・交流センター運営事業（国の委託事業、公募により受託）

中国帰国者支援・交流センター（御徒町）と宿泊施設（大島）の管理、運営（定着促進事業^{*1}、日本語学習支援事業、生活相談事業、地域支援事業、交流事業、普及啓発事業^{*2}、情報提供事業、地域生活支援推進事業、自立研修事業^{*3}、介護支援事業^{*4}）を実施している。

※1 定着促進事業は、永住帰国直後中国残留邦人等及びその同伴家族をセンターに入所させ、6ヶ月間の日本語・日本事情研修（初期研修）を行うとともに、全国の定住帰国者を対象に、日本語の通信教育を行う。

※2 普及啓発事業は、①中国残留邦人等への理解を深める普及啓発事業の実施、②語り部の育成（中国残留邦人等の残留体験等を次世代に継承することを目的とした若年世代の語り部の育成）が、平成28年度から新たに加わった。研修期間は3年。

※3 自立研修事業は、主に帰国直後の6ヶ月の研修を修了した帰国1年以内の帰国者を対象に、日本語教室、生活相談・指導を行うもの。また、帰国5年以内の帰国者を対象とした再研修を行っている。

※4 介護支援事業は、介護サービスを利用する帰国者が介護施設等において孤立することを防ぐために、「語りかけボランティア」を定期的に訪問させるもの。

【令和3年度の結果】

① 定着促進、日本語学習支援、生活相談、交流、自立研修事業

定着促進事業	<6か月研修> 第5期生（樺太）1世帯2名（R3.7.11～R4.1.19）
日本語学習支援	<通学課程> ・日本語教室 274人【933回】 ・パソコン/スマート教室 169人【593回】 <通信教育> ・28講座 1,218人 ・スクーリング 104人【86回】
生活相談事業	713件
交流事業	24講座【280回】486人【延べ1,674人】
自立研修事業	・再研修含む日本語教育等 79人【232回】・生活相談等 6件

②地域生活支援推進事業の実施

- ・帰国者支援団体との連携を通じた地域密着型支援（地域住民との交流を図るイベントの実施）の推進
※令和3年度は新型コロナウイルス感染防止のため予定団体の活動が中止となり、実施無し
- ・支援・相談員、自立支援通訳研修会の開催（オンライン）
(令和4年2月4日 75人)

③地域支援事業の実施

- ・地方自治体又は民間団体への側面支援
「大田区中国帰国者センターの集い」開催への事前相談、後援者の推薦、進行支援、主催者との意見交換などを実施。
(令和4年3月26日 33人)
- ・「首都圏中国帰国者支援機関連絡会」の開催（オンライン）
(令和3年11月5日 29自治体、32人)
- ・「東京都初任者研修会」の開催支援
(新型コロナウイルス感染拡大により中止となったため、参加予定者に研修資料を配布)
- ・その他普及啓発事業を利用した帰国者支援ボランティアの拡大

④情報提供事業、普及啓発事業の実施

- ・帰国者向け情報誌「天天好日」（年2回）の発行
- ・樺太等帰国者向け情報誌「カレイドスコープ」（年2回）の発行
- ・ホームページ（帰国者関連情報及び支援団体情報掲載）の運営
- ・「中国残留邦人等への理解を深める集い in 山梨」の開催

(令和4年3月20日 参加者45人)

- ・「中国残留邦人等の体験と労苦を伝える戦後世代の語り部」
講話会の開催（会場開催15回・オンライン開催11回 参加者583人）
- ・次世代の語り部育成事業の実施（2期生6人、3期生5人）
- ・普及啓発資料（DVD、聞き書き集）の提供

⑤介護支援事業の実施

- ・利用者9人、訪問ボランティア6人（登録ボランティア282人）、
訪問回数延べ21回

（11）中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業

（国の委託事業、公募により受託）

支援・交流センターに職業相談員を配置し、中国帰国者等に対して職業指導（職業訓練校、企業、ハローワークの見学、同行及び職業講話等）及び職業相談等を行っている。

【令和3年度の結果】

職業指導及び職業相談等の他、就職に対する心構えや労働市場の状況等を説明した「就職ガイダンスブック」（日本語、中国語併記）を改定し、各都道府県労働局等へ発送した。

進捗状況確認のための会議（11月29日web形式、7センター参加）を実施した。

（12）中国残留邦人等とその家族のための日本語教材等の開発及び出版事業

様々な年齢層や学習レベルの帰国者等の学習ニーズに応えるために、日本語教材等の開発、改訂、出版をすすめ、また、中国残留邦人等について社会的関心を高め、広く一般の理解を深めるために、必要な出版物の開発に努力し、発刊、販売を行っている。

これらの教材等の出版物を必要とする帰国者や支援者等が容易に入手出来るよう、支援・交流センターだけでなく、より広い範囲への広報、販売にも努力している。

【令和3年度の結果】

販売実績：1,109冊 3,881千円

新規発行の教材等：

- 「ロシア語を母語とする人のための介護用語・表現集」初版
- 「中国語を母語とする人のための医療用語・表現集」改訂5版
- 「新・日本の生活ことば－2 医療上」2版
- 「始めてみよう・話してみようⅡ・解答別冊」3.1版
- 「始めてみよう・話してみようⅢ・解答別冊」3.1版

※令和3年度から公2事業内の会計区分、公2 (1) ~ (5) アを一つにまとめたことにより、公2内の事業区分と財務諸表上の会計区分は一致しない。

公2 事業区分

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
訪中援助	就学資金	教材費 援助	資格取得 支援	団体助成事業 ア 日本語	イ 相談	意思疎通 生活相談 基盤整備	老後支援事業 ア 要介護	イ 要介護	ウ 訪問介護 事業所	国籍取得	普及啓発 ・広報
										支援 センター	就職援助 教材開発 ・販売

公2 会計区分

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
就学援助等	団体助成 事業相談	意思疎通 生活相談 基盤整備	老後支援事業 ア 要介護	国籍取得	普及啓発 ・広報	支援 センター	就職援助 教材開発 ・販売	